

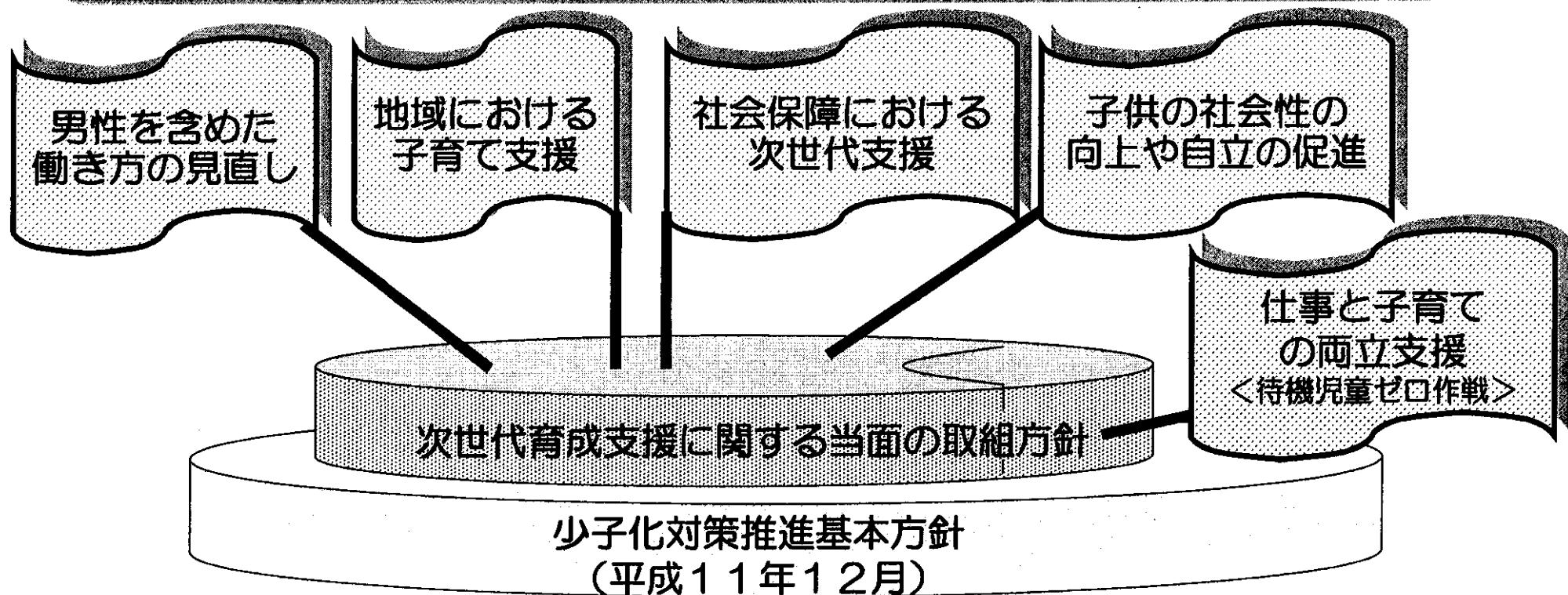
次世代育成支援対策関連三法案について

次世代育成支援に関する当面の取組方針【抜粋】

目的・基本的な考え方

- 「夫婦の出生力の低下」という新たな現象と急速な少子化の進行を踏まえ、少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の対策を推進することが必要。

- このため、政府として「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を策定。
- 政府・地方公共団体・企業等が一体となって、国の基本政策として次世代育成支援を進め、家庭や地域社会における「子育て機能の再生」を実現。



今後の推進方策

- 平成15年及び16年の2年間を次世代育成支援対策の「基盤整備期間」と位置づけ、一連の立法措置を講じる。
- 平成15年においては、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するための「次世代育成支援対策推進法案」及び「児童福祉法改正法案」を提出。
- 平成16年においては、「児童手当制度の見直し」、「育児休業制度等の見直し」等について、幅広く検討を行った上で所要の法案を提出。
- さらに、平成17年度からの市町村、都道府県、事業主の行動計画の円滑な実施を支援するほか、今後の少子化や対策の進展状況等を踏まえつつ、必要な取組方策について引き続き検討。

次世代育成支援対策関連三法案について

これまでの取組み

- 平成15年3月に、政府として「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を決定し、平成15年及び16年の2年間を次世代育成支援対策の「基盤整備期間」と位置付け。
- 平成15年には、次世代育成支援対策推進法等が成立。

平成16年における取組み

次世代育成支援に関する 当面の取組方針

- 平成16年においては、
 - ・「児童手当制度の見直し」
 - ・「育児休業制度等の見直し」等について、幅広く検討を行った上で所要の法案を提出。
- 児童虐待防止対策を推進する。
- 小児慢性特定疾患治療研究事業の在り方について検討する。

平成15年度税制改正に関連 した「少子化対策の施策」 (総額2,500億円)

- 児童手当の充実
- その他の少子化対策
 - ・地域における子育て支援事業の充実
 - ・児童虐待防止対策の充実
 - ・不妊治療の経済的支援
 - ・新たな小児慢性特定疾患対策の確立

次世代育成支援対策
を総合的に推進

次世代育成支援対策
関連三法案の提出

児童手当法の一部を改正する法律案

- 児童手当の充実(支給対象年齢を小学校第3学年修了まで引き上げ)

児童福祉法の一部を改正する法律案

- 児童虐待防止対策等の充実
- 新たな小児慢性特定疾患対策の確立

育児・介護休業法等の一部を改正する法律案

- より利用しやすい仕組みとするための育児休業制度等の見直し
(育児休業期間の延長、子の看護休暇制度の創設等)

児童手当法の一部を改正する法律案（概要）

次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当制度における支給対象年齢の引上げを行う。（平成16年4月実施）

現 行

改正案

○支給対象年齢

義務教育就学前まで（6歳到達後最初の年度末まで）

・支給対象児童数
約650万人

小学校第3学年修了まで
(9歳到達後最初の年度末まで)

・支給対象児童数
約940万人

○手当額

第1・2子 5,000円
第3子以降 10,000円

現行どおり

○所得制限

596.3万円（収入ベース）
(被用者は780万円)
(夫婦と児童2人の世帯の場合)

現行どおり

○費用負担

国2／3 地方1／3
(3歳以上義務教育就学前)

現行どおり
(3歳以上小学校第3学年修了前)

児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

次世代育成支援対策を推進するため、①児童虐待防止対策等の充実・強化、②新たな小児慢性特定疾患対策の確立等の措置を講じる。

I 児童虐待防止対策等の充実・強化

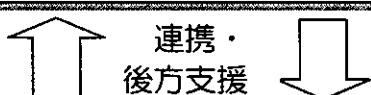
- 児童相談に関する体制の充実（平成17年4月施行）
- 児童福祉施設・里親等の見直し（平成16年10月施行）
- 保護を要する児童に関する司法関与の強化（平成17年4月施行）

[相談体制]

市町村

〔児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化〕

- 虐待を受けた児童など要保護児童に対する支援のネットワークの運営等に関する規定を整備し、虐待の予防や早期発見を促進。
 - ① 支援内容を一元的に把握する機関を選定し、児童の状況を的確に把握。
 - ② ネットワーク参加者に対する守秘義務を設け、情報提供を促進。



都道府県(児童相談所)

- 専門性の高い困難事例への対応・市町村の後方支援に役割を重点化
- 指定都市に加え、政令で定める市に児童相談所を設置可能に

[保護を要する児童に対する支援]

里親

○監護・教育・懲戒に関する権限を法律上明確化

児童福祉施設

- ケアの連続性に配慮し、児童福祉施設の年齢要件を見直し

(現行) 小学校
乳 儿 院 2歳未満 → 就学前
児童養護施設 1歳未満 → 1歳未満
は対象外 も対象

- 施設の業務として退所児童への援助を位置付け

自立援助ホーム

- 自立促進のため、就労に関する相談・助言を新たに規定

司法関与の強化

家庭裁判所

- 児童の保護者に対する児童相談所による指導措置について、家庭裁判所が関与する仕組みの導入

II 新たな小児慢性特定疾患対策の確立

- 長期にわたり療養の必要な慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付等の事業を創設。（平成16年10月施行）

III その他

- ① 保育料収納事務の私人委託（平成17年4月施行）
- ② 児童売買等に関する国民国外犯処罰規定（関連条約の発効日に施行）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の 福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（概要）

次世代育成支援対策等において大きな課題となっている仕事と子育ての両立支援等をより一層推進するため、育児・介護休業制度に関して以下の見直しを行う。

改 正 事 項	現 行	改 正 案
育児・介護休業法	①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大	期間を定めて雇用される者は対象外
	②育児休業期間の延長	子が1歳に達するまで
	③介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族1人につき1回限り。期間は連続3か月まで
	④子の看護休暇制度の創設	事業主の努力義務
雇用員保険法	⑤育児休業給付金及び介護休業給付金の支給範囲の拡大	上記②及び③と同じ
		上記②及び③にあわせて改正

施行期日 平成17年4月1日